

◆ 保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、介護給付費等がまかなえるよう算出された「**基準額**」をもとに決まります。

必要な介護給付費等の費用額	×	65歳以上の方の負担分23%	÷	65歳以上の方の人数	=	令和6年度から令和8年度までの 保険料基準額 81,000円(年額)
---------------	---	----------------	---	------------	---	---------------------------------------

基準額を基礎として、住民税の課税状況や所得によって保険料段階を設定します。

保険料段階については、低所得者に配慮するとともに、より負担能力に応じた保険料設定とするため、13段階に設定しています。

基準額：月6,750円（年81,000円）

令和8年度					
所得段階	対象者		基準額に対する負担割合	年間保険料（軽減前）	
第1段階	○生活保護の受給者 ○老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯		基準額 ×0.285 (0.455)	23,160円 (36,960円)	
	本人が住民税非課税	世帯全員が住民税非課税			課税年金収入額+合計所得金額が 82万6千5百円以下の方
課税年金収入額+合計所得金額が 82万6千5百円超え120万円以下の方					
課税年金収入額+合計所得金額が 120万円超えの方					
第4段階		同じ世帯に課税者がいる方	課税年金収入額+合計所得金額が 82万6千5百円以下の方	基準額 ×0.90	72,960円
			課税年金収入額+合計所得金額が 82万6千5百円超えの方	基準額 ×1.00	81,000円
第5段階 (基準額)					
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が 120万円未満の方	基準額 ×1.20	97,200円	
第7段階		合計所得金額が 120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	105,360円	
第8段階		合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	121,560円	
第9段階		合計所得金額が 320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	137,760円	
第10段階		合計所得金額が 420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	153,960円	
第11段階		合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	170,160円	
第12段階		合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	186,360円	
第13段階		合計所得金額が 720万円以上の方	基準額 ×2.40	194,400円	

※第1段階から第3段階は公費投入後の低所得者向け保険料軽減措置適用後の額です。
なお、（ ）内が軽減措置適用前の率及び額です。

※課税年金収入額とは、老齢基礎年金など税法上課税の対象となる年金の収入額をいい、遺族・障害年金などの税法上非課税となる年金の収入額は含まれません。

※所得とは、収入から必要経費などを控除した額です。

今回お送りした保険料通知については、令和7年度の課税状況をもとにした仮徴収額となっております。
令和8年度の保険料（本算定）については、令和8年4月1日現在のご本人と同一世帯の方の住民税の課税状況をもとに7月1日に決定し、通知します。